（留学生・修士／専門職）

令和３年度授業料免除（後期分）の申請について

申請書類の提出期限　　令和３年９月３日（金）【必着】（土・日曜日，休日を除く）
※郵送による提出の場合は提出期限を十分考慮して送付してください。

下記の申請資格のいずれかに該当する場合，本人からの申請に基づき，選考の上，半期分授業料の全額又は一部を免除します。（申請すれば必ず免除されるものではありません。）
授業料免除の申請受付は，前期と後期に区分して行い，各期毎の申請に対して免除の審査を行います。今回は後期分のみの申請受付です。

記

１　申請資格
（１）経済的理由により**授業料の納付が困難であり，かつ学業優秀**と認められる者
（選考基準を公表していますので，確認して下さい。）
（２）本年４月以降において，主たる学資負担者が死亡し，又は本学に入学する者若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより，**授業料の納付が著しく困難**であると認められる者
※上記（２）のケースによる申請者は，事前に担当窓口で相談してください。

２　提出書類
（１）**授業料免除希望者は，下記の書類を期限内に提出してください。**
①　授業料免除申請書（授・様式１）
②　家庭状況調書（授・様式２）
③　市区町村長発行の最新分の所得証明書等（所得のない者は非課税証明書も可）
＊生計を一にする世帯全員の分（本人を除く就学者分は不要）
④　住民票（マイナンバーの記載されていないもの）
＊生計を一にする世帯全員の分（日本国内在住者のみ）
⑤　授業料免除提出書類チェック表（授・様式3）
⑥　外国人登録証明書の写し
⑦　私費外国人留学生授業料免除申請に係る意見書（授・様式５）
⑧　私費外国人留学生学生生活報告書（授・様式６）
⑨　その他証明書類（５の「その他の証明書類」参照）
⑩　結果通知用封筒１通（長３封筒に通知先の住所・氏名を明記し，84円分の切手を貼付）
＊学生寄宿舎宛は，切手不要
（２）令和３年10月現在の状況を記入してください。
（３）申請理由は，詳しく記入してください。

３　審査結果等
（１）**申請書類に不備がある場合の受理や申請期限及び窓口の受付時間を過ぎての受付はできません。**
（２）審査結果は，11月下旬に決定される予定です。（結果通知用封筒にて郵送します。）
（３）申請書類を受理された者は，審査結果が出るまでの間，授業料の納付を猶予します。
（４）納付した授業料は返還できませんので，申請書類を受理された者は，審査結果が出るまでの間，授業料を納付しないでください。
（５）授業料の免除が必要と認めた者については，納付すべき半期分授業料の全額又は一部（４分の３又は半額）を免除します。
（６）**授業料免除の審査の結果，不許可又は一部免除となった者は，速やかに納付すべき授業料を納付しなければなりません。**
学則第84条第1号に規定するとおり，授業料を滞納し，督促してもなお納入しない場合には，当該授業料未納に係る学期の末日（後期は３月末日）をもって除籍となります。
後期に卒業又は修了が見込まれる者については，２月末日をもって除籍することになります。

４　申請書類の提出先
（１）提出先・担当窓口（取扱時間：平日の８時３０分～１７時１５分）
〒673-1494　兵庫県加東市下久米９４２－１
兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム　　電話：０７９５－４４－２０５１
（２）郵送による場合は封筒に「授業料免除申請書類在中」と朱書し簡易書留で送ってください。

５．その他の証明書類

（１）該当者のみ提出する書類　※該当する区分の書類はすべて提出してください。

区　　分	必　要　な　証　明　書　類	発行機関等
博　士　課　程　学　生	★学業成績認定書（様式 4） ★学生生活報告書（様式 14） 博士課程在籍の私費外国人留学生は，下記の書類も必要です。 ★外国人登録証明書の写し ★私費外国人留学生生活報告書（様式 6）	
修士・専門職学位課程学生（留学生・社会人経験者を除く）	★学生生活報告書（様式 14）	
私費外国人留学生	★外国人登録証明書の写し ★私費外国人留学生授業料等免除申請に係る意見書 ※修士課程学生のみ （様式 5）（指導教員に記入してもらって下さい。） ★私費外国人留学生生活報告書（様式 6）	
修士・専門職学位課程学生のうち社会人経験者	★経歴に関する申立書（様式15） 下記の項目に該当する人は提出して下さい。 １　現に職を有する者 ２　２年以上の社会人経験（家事，家業従事を含む。）を有する者 ３　大学（大学院を含む。）を卒業（修了）して２年以上経過した者 ４　退職者 ５　休職者	
現　職　教　員（休業制度利用者）	★給与等の支給を受けないことを証明する書類 （辞令の写等）	勤　務　先

（２）本人の収入，成績等により提出する書類

区　　分	必　要　な　証　明　書　類	発行機関等
本人(配偶者を含む)のアルバイト	★最新分の所得証明書 ★給与支払(見込)証明書（様式 8）又は直近 3 ヶ月分の給与明細	市区町村役場 アルバイト先
独　立　生　計　者	★独立生計申立書（様式 13） ★世帯全員の住民票 ★本人（及び配偶者）の所得証明書 ★健康保険証(写)（本人（及び配偶者）が被保険者であるもの） ★父母の所得証明書又は源泉徴収票(写)等，所得税法上，父母等の扶養親族でない証明書	市区町村役場等
特別な事由による修業年限超過者・特別な事由により学力基準を満たしていない者	★修業年限を超えている理由書または学業成績不振に関する申立書 ※特別な事情により，修業年限を超過する者または別紙「兵庫教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の選考基準」に定める学力基準に満たない者は，学生支援課に申し出て下さい。	

（３）収入に関するもの（同一生計者全員分で該当するものを提出）

区分		必要な証明書類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	給料・賃金 役員報酬 専従者給与	令和２年以前から継続して職に就いている場合 ★最新分の所得証明書	市区町村役場
		令和２年１月１日以降に就職・転職した場合 ★給与支払(見込)証明書 ★直近３ヶ月分の給与明細 どちらか一つ	勤務先
		令和２年１月１日以降に退職した場合 ★退職の事実がわかる証明書 ★退職（予定）証明書 どちらか一つ （雇用保険受給資格者証等，退職日等が記載されたものでも可） ※上記の期間中に退職した場合は原則，退職金の支給有無がわかる証明書等が必要となります。詳細は下記の「臨時所得」の欄を確認ください。	勤務先 （職業安定所，勤務先等）
	年金・恩給 (個人・企業・遺族年金を含む)	★最新の年金証書（写） （改定通知書の方がより最新の場合は，年金改定通知書(写)）	日本年金機構 保険会社等
	失業給付金受給者	★雇用保険受給資格者証（写）（第１面～第４面）	職業安定所
	児童手当･児童扶養手当等受給者	★支給通知書，手当証書，認定通知書等(写)	都道府県又は市区町村
	生活扶助料	★生活保護決定（変更）通知書(写)	
給与所得以外の所得として区分されるもの	商業・工業・自営業・農業・林業・漁業・外交員・不動産・利子・配当等	★最新分の所得税確定申告書と収支明細書(写) ★最新分の市・県民税申告書(写) （いずれか一つで，各提出先受付印のあるものが望ましい）	税務署 市区町村役場
	臨時所得 退職金・保険金・資産譲渡所得等 （入学料免除申請は入学前１年以内，授業料免除申請は基準日６ヶ月以内）	★退職金支給(予定)証明書，退職金源泉徴収票(写) ★退職金無支給証明書 ★支払金額及び支払年月日が記載された書類(写) （確定申告をしている場合は，最新分の所得税確定申告書と収支明細書(写)を併せて提出して下さい）	勤務先 保険会社 税務署 市町村役場
無職者		★無職（無収入）の申立書（様式９）及び最新分の所得証明書 （18 歳～60 歳の家族で，就学，就労していない場合） **※18 歳に満たない者で就学していない場合は提出して下さい。**	

（４）特別控除に関するもの

区　　分	必　要　な　証　明　書　類	発行機関等
高校生以上の就学者（本人を除く）	★在学及び授業料免除状況証明書（様式 11） （国立大学以外は，在籍学校の定める在学証明書でも可）	在　学　校
母子・父子世帯	★母子・父子世帯申立書（様式 12） ★世帯全員の住民票	（住民票については市区町村役場）
障　害　者	★身体障害者手帳等(写)	
長期療養者	★長期療養者に係る支出状況報告書（様式 10） ★医師の診断書(病名・療養の期間（６ヶ月以上）が明記されたもの) ★医療費の領収書(写)，納付金等の証明書（最近６ヶ月分）	医療機関 薬　局
主たる家計支持者別居	★居住費，光熱水費の領収書(最近６ヶ月分)	
火災・風水害・盗難の被害を受けた世帯 (申請日前年の１月以降)	★罹災証明書 ★最低限の資材購入費，修理費の領収書(写) ★損害保険金等支払証明書 ★損害控除に係る確定申告書(写)	消　防　署 市区町村役場 保険会社
学資負担者の死亡	★死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) ★生命保険金，退職金，遺族年金等の支払金額を明らかにする書類	市区町村役場 保険会社等